

X 高压ガス保安関係

1 概 要

高圧ガスは、家庭用、工業用、自動車用、化学原料用など広範な分野で利用され、県民生活や産業活動にとって極めて重要な役割を果たしている。しかし、取扱いを誤ると大きな災害を発生させることとなるため法律により規制が行われている。

ただし、この規制が行われる高圧ガスとは、特定の物質を指すものでなく、特定の状態にあるガスを指している。そのガスがどのような状態（気体か液体か）にあるか、その時の圧力がいくらかによって、高圧ガスであるかないかが決まることとなる。

ひとことでは、圧縮ガスは、1メガパスカル以上、液化ガスは、0.2メガパスカル以上なら高圧ガスということになり法律の規制を受けることとなる。

その法律には、工業用、自動車用、化学原料用などの高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費について規制している「高圧ガス保安法」と、一般消費者等に対する販売、貯蔵及び消費について規制している「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」があり、現行法は、規制の合理化と自主保安の推進を大きな柱として改正され平成9年4月1日から施行され着実に定着している。

県では、公共の安全の確保、公共の福祉の増進を図ること及び高圧ガスによる災害の発生を防止するため、許認可事務をはじめ、保安検査、立入検査など法令に基づく諸制度の適正な執行に努めるとともに、事業者における自主保安の推進と、一般消費者の保安意識の高揚のための諸事業を次のとおり実施した。

(1) 高圧ガス製造事業所の保安検査実施

「高圧ガス保安法」第35条第1項の規定に基づき、次のとおり保安検査を実施して災害防止の推進を図った。

◎実施期間	平成23年4月～平成24年3月		
◎実施箇所	一般高圧ガス製造事業所	56事業所	
	液化石油ガス製造事業所	45事業所	
	冷凍製造事業所	29事業所	(社)群馬県冷凍設備保安協会実施)

(2) 高圧ガス輸送車両等防災訓練の実施

高圧ガス輸送途上における事故災害発生の防止及び災害発生時の協力連携体制の充実・強化と関係事業所の防災意識の高揚を図るため、群馬県高圧ガス地域防災協議会との共催で次のとおり実施した。

- ① 期 日 平成23年11月24日(木)
- ② 場 所 前橋市 群馬県消防学校
- ③ 参加機関 群馬県、群馬県高圧ガス地域防災協議会及び地域防災事業所
- ④ 参加人員 約100名
- ⑤ 訓練項目
ア 高圧ガス保安法と高圧ガス事故について
イ 高圧ガスの移動時の取扱いについて等
ウ 無意識を意識に変える指差呼称(指差呼称訓練と高圧ガス事故事例の紹介)
エ AEDによる救急救命法について
オ 防災資機材の取扱いについて
カ 塩素アンモニア容器への防災キャップの取り付け方
キ アセチレン積載車両とLPガス充填容器積載車両の衝突事故における応急措置訓練

(3) 高圧ガス輸送中の車両立入検査の実施

高圧ガス輸送中の事故の発生を未然に防止するため、立入検査を実施した。

- ◎実施期間 平成23年11月16、18、22、28、30日(詳細は別表のとおり)

(4) 高圧ガス保安活動促進週間・L P ガス消費者保安月間の実施

高圧ガス取扱事業所における保安意識の向上と、保安管理体制の充実を図るため、新聞等による広報活動の他、高圧ガス関係団体の協力を得て、チラシ配布やポスターの掲示を行い、高圧ガスによる災害の防止の徹底を期した。

また、一般消費者等の液化石油ガスに対する保安意識の高揚をはかるため、安全器具の普及促進と、C O中毒の防止を重点目標とした広報活動を、(一社)群馬県L P ガス協会の協力を得て実施した。

◎高圧ガス保安活動促進週間 平成23年10月23日～10月29日

◎L P ガス消費者保安月間 平成23年10月1日～31日

(5) 高圧ガス取扱事業所立入検査の実施

高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づき、公共の安全の維持、災害の発生の防止を図るため、高圧ガス取扱事業所の立入検査を実施する予定であったが、東日本大震災等の影響もあり実施できなかった。

(6) 液化石油ガス販売所立入検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売所の立入検査を実施した。

◎立入検査実施結果 (期間) 通年

(対象) 計14販売所 (うち指摘を行ったのは6販売所)

(7) 液化石油ガス法に基づく帳簿検査

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第2項の規定に基づき、(社)群馬県エルピーガス協会各支部の協力のもとに例年実施している。平成21年度は、高崎・安中・館林を対象として実施した。

◎帳簿検査実施結果 (期間) 平成23年10月17日～11月15日

(対象) 計136販売所 (うち指摘を行ったのは13販売所)

(8) 液化石油ガス法に基づく保安機関の認定更新

保安機関の認定は5年ごとに更新が必要であるが、平成23年度は、7保安機関からの申請があり、審査の上認定の更新を行った。

(9) 冷凍設備保安確保対策事業の委託

第二種冷凍設備の事業所の実態を把握し、保安意識の向上と併せて施設検査を実施した。

◎委託先 (社)群馬県冷凍設備保安協会

◎実施期間 平成23年6月～平成24年2月

◎事業所数 140事業所

2 平成23年度高圧ガス積載車両路上点検実施状況

点検年月日	点検場所	点検台数	違反台数	備考
平成23年11月16日	18号 八斗島交番前	3	1	
平成23年11月18日	17号 下箱田検量所	2	0	
平成23年11月22日	122号 太田車検場南	4	2	
平成23年11月28日	254号 カインズホーム前	1	0	
平成23年11月30日	高崎IC出口 & 17号月夜野情報ターミナル	2	0	
合計		12	3	違反率25%

3 平成23年度高圧ガス保安法関係の許可並びに届け出件数

(1) 高圧ガス製造関係許可並びに届出件数

種類	第一種製造所			第二種製造所		
	許可件数	廃止届受理件数	総数	届出件数	廃止届受理件数	総数
一般ガス	3	3	129	29	6	425
LPガス	0	1	63	1	0	3
冷凍ガス	0	1	101	29	16	1,174
計	3	5	293	59	22	1,602

注1 「許可件数」及び「届出件数」は、新規の件数。

注2 「一般ガス」欄には、一般ガス及びLPガスの両方を製造している事業所を含む。

注3 「総数」欄には、平成24年3月31日現在の県内における高圧ガス製造事業所の総数を示す。

(2) 高圧ガス販売、貯蔵、特定高圧ガス消費関係許可並びに届出件数

種類	区分			貯蔵所数						特定高圧ガス消費者		
	販売所数			第一種貯蔵所			第二種貯蔵所					
	届出件数	廃止届受理件数	総数	許可件数	廃止届受理件数	総数	届出件数	廃止届受理件数	総数	届出件数	廃止届受理件数	総数
一般ガス	12	4	405	3	2	33	11	3	192	3	1	71
LPガス	8	3	904	2	0	20	1	1	23	1	0	63
冷凍ガス	11	0	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	31	7	1,575	5	2	53	12	4	215	4	1	134

注1 「許可件数」及び「届出件数」は、新規の件数。

注2 「総数」欄は、平成23年3月31日現在の県内における高圧ガス販売所、貯蔵所及び特定高圧ガス消費者の総数を示す。

(3) 高圧ガス製造許可件数の推移

種類	年度	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一般ガス		10	9	5	4	0	8	7	1	3	3	3
LPガス		1	3	2	3	0	2	0	0	1	0	0
冷凍ガス		3	4	4	3	7	3	2	6	3	0	0

(注) 新規に許可した件数の推移

(4)ガス別高圧ガス製造者・貯蔵所・特定高圧ガス消費者

ガスの種類	区分	高圧ガス製造者		貯蔵所 (第一種・第二種)	特定高圧ガス消費者
		第一種製造者	第二種製造者		
一般高圧ガス	空気	12	32	5	0
	酸素	36	167	64	31
	アセチレン	1	0	3	0
	水素	4	4	26	15
	天然ガス	10	3	2	1
	LPガス	85	4	57	58
	酸化エチレン	1	0	1	0
	クロロメチル	3	0	0	0
	塩化ビニル	0	0	0	0
	塩素	0	1	8	6
	亜酸化窒素	1	0	8	0
	窒素	86	235	109	0
	炭酸ガス	56	29	27	0
	フルオロカーボン	21	9	8	0
	六フッ化イオウ	2	0	1	0
	エチレン	0	0	1	0
	アンモニア	0	0	4	2
	一酸化炭素	0	0	0	0
	特殊高圧ガス	0	0	7	17
	その他	47	35	21	0
小計		365	519	352	130
冷凍ガス	アンモニア	8	30	0	0
	フルオロカーボン	95	1,104	0	0
	ヘリウム	0	1	0	0
	ペンタン	1	1	0	0
	炭酸ガス	0	15	0	0
小計		104	1,151	0	0
合計		469	1,670	352	130

(注) 平成23年3月31日現在の状況であり、複数の高圧ガスを製造・貯蔵・消費している事業所があるため、合計は事業所の実数と異なる。

(5)高圧ガス製造所数の推移

種類	年度																
	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
第一種製造	一般ガス	202	139	110	110	116	116	110	111	112	105	109	113	111	111	111	
	一般ガス+LPガス			29	29	29	30	30	30	26	26	24	24	21	17	22	22
	LPガス	80	80	82	81	81	76	77	755	76	71	71	70	68	64	65	64
	冷凍設備	216	221	117	122	121	122	127	125	123	132	106	106	106	103	105	104
第二種製造	一般ガス	213	281	254	262	272	290	287	297	335	338	362	369	389	402	417	440
	LPガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	4
	冷凍設備	776	796	1,080	1,106	1,148	1,170	1,167	1,182	1,001	####	1,050	1,114	1,146	1,151	1,095	1,108

(注) 平成9年4月1日法改正により、第一種製造の下限値が引き上げられ、第二種製造へ移行する事業所があった。

(6)高圧ガス販売所・貯蔵所数の推移

種類	年度															
	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
高圧ガス販売所	1,166	1,144	1,146	1,152	1,337	1,347	1,351	1,360	1,377	1,422	1,441	1,455	1,501	1,528	1,473	1,497
貯蔵所	114	35	36	40	41	42	44	42	43	52	55	47	47	51	49	52
		107	117	104	117	129	126	141	159	185	188	195	205	217	217	225

(注) 平成9年4月1日法改正により、貯蔵所は貯蔵量に応じて第一種貯蔵所と第二種貯蔵所に区分された。

4 平成23年度液化石油ガス法関係登録、認定件数

(1) 液化石油ガス販売事業者登録及び認定、保安機関認定数等

種 類	区 分	液化石油ガス販売事業者						保安機関		
		平成22年度までに登録	平成23年度新規登録	平成23年度廃止	平成22年度登録行政庁変更等	平成23年度登録事業者	平成23年度新規認定数	認定販売事業者数	平成23年度新規認定数	総数
事業者数		571	1	15	0	557	0	3	1	546
販売所数		597	1	15	0	583				

5 高圧ガス関係試験及び免状交付

(1) 高圧ガス関係試験結果

区 分	年 度	平成	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		製造保安責任者	願書提出者(A)	597	566	542	598	616	583	605	677	649	677
	欠席者数	37	40	17	44	45	46	47	32	57	59	61	
	受験者数(B)	560	526	525	554	571	537	558	645	592	618	778	
	合格者数(C)	323	326	240	296	259	234	289	355	263	311	337	
	合格率(C/B)	57.7%	62.0%	45.7%	53.4%	45.4%	43.6%	51.8%	55.0%	44.4%	50.3%	43.4%	
販売主任者	願書提出者(A)	193	184	235	188	182	187	222	221	301	273	215	
	欠席者数	6	13	9	11	14	8	16	14	17	16	19	
	受験者数(B)	187	171	226	177	168	179	206	207	284	257	196	
	合格者数(C)	147	96	156	129	115	90	125	134	210	170	104	
	合格率(C/B)	78.6%	56.1%	69.0%	72.9%	68.5%	50.3%	60.7%	64.7%	73.9%	66.1%	53.1%	
液化石油ガス設備士	願書提出者(A)	7	21	14	20	25	9	32	20	28	25	46	
	欠席者数	2	1	1	2	4	2	4	0	3	1	2	
	受験者数(B)	5	20	13	18	21	7	28	20	25	23	42	
	合格者数(C)	2	7	4	8	7	4	12	9	13	11	24	
	合格率(C/B)	40.0%	35.0%	30.8%	44.4%	33.3%	57.1%	42.9%	45.0%	52.0%	47.8%	57.1%	

(注1) 平成22年度

◎製造及び販売

◎設備士筆記

◎設備士技能

□ 平成23年11月13日(日) 上武大学ビジネス情報学部教育棟

平成23年11月27日(日) 公社ビル駐車場

(注2) 昭和61年5月20日付の高圧ガス保安法及び関係法令の改正により、高圧ガス試験事務は、高圧ガス保安協会へ移管された。

(2) 高圧ガス関係免状交付状況

種別	区 分	交 付	再 交 付	書 き 換 え	計
製造保安責任者		233	9	0	242
販売主任者		116	9	0	125
液化石油ガス設備士		77	11	3	91

(注) 平成10年4月1日から、免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託している。

6 液化石油ガス事故

(1) 液化石油ガス事故件数及び原因別分類

原因別分類項目	年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
(a) 消費者の不注意によるもの		1	1			1	1	4		1	
(b) 消費者の不注意も関係しているが、販売店にも責任があると思われるもの										1	
(c) 販売店に責任があるもの		1	1							1	
(d) 器具の欠陥が直接的原因となったもの											
(e) その他			1			1	1		3		
(f) 不明					1			1			
計		2	3	0	1	2	2	5	3	3	0

(注) ()内は、自殺、自殺未遂等故意によるもので、内数である。

(2) 液化石油ガス事故の発生場所別・現象別件数

ア 発生場所別

場所	年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
一般住宅		1	2		1		1	3		1	
集合住宅		1				2		1		2	
店舗兼用住宅											
旅館											
飲食店			1					1	2		
学校											
病院											
工場											
事務所											
その他							1		1		
計		2	3	0	1	2	2	5	3	3	0

(注) ()内は、自殺、自殺未遂等故意によるもので、内数である。

イ 現象別

現象	年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
漏洩					1	1		1	3	2	
漏洩爆発		1	2			1		2			
漏洩爆発火災											
漏洩火災			1				2	2		1	
火災											
中毒・酸欠		1									
その他											
計		2	3	0	1	2	2	5	3	3	0

(注) ()内は、自殺、自殺未遂等故意によるもので、内数である。

ウ 液化石油ガス事故による人的被害の推移

被害	年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
死亡		3									
重傷											
軽傷		2	3			1	1	1			
計		5	3	0	0	1	1	1	0	0	0

(注) ()内は、自殺、自殺未遂等故意によるもので、内数である。

(3)平成23年液化石油ガス消費者事故一覧
 平成23年の液化石油ガス事故(県内)は0件である。

7 高圧ガス事故

	平									
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
容器の盗難・喪失	8	4	2	4	6	5	4	11	8	13
漏洩・噴出	1	2	0	0	0	1	3	6	2	3
出火・火災	2	0	0	1	0	0	2	1	1	0
その他	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0
計	11	6	5	5	6	7	9	20	11	16